

地 域 再 生 計 画

1 地域再生計画の名称

能登半島地震の被災・復興経験の共有による地域づくり

ーわがまちを震源とした能登半島地震の体験からー

2 地域再生計画の作成主体の名称

輪島市

3 地域再生計画の区域

輪島市の全域

4 地域再生計画の目標

(1) 地域の現況

本市は、旧輪島市と旧門前町が合併し、新「輪島市」として平成 18 年 2 月 1 日に発足した。日本海に突き出した能登半島の北西部に位置し、面積が 426.24 k m²、市域の 64%が山林に覆われており、平坦地は少なく、総延長約 81.8 k m に及ぶ海岸線は優れた自然景観を呈し、その大部分が能登半島国定公園に指定されている。

本市は伝統文化・芸能の根付いたまちであり、永い歴史に培われた伝統産業である輪島塗、日本三大朝市の一つである「輪島朝市」や曹洞宗大本山「總持寺祖院」、国指定名勝「白米の千枚田」、石川県無形文化財「御陣乗太鼓」などに代表される豊かな地域資源を生かした観光産業が主要産業の一つとなっている。

本市の人口は、社会情勢の変化により過疎化の波が押し寄せ、平成 15 年 12 月末住民基本台帳人口の 35,620 人（旧輪島市と旧門前町の合計）から平成 20 年の 33,176 人（8 月 1 日現在）と 5 年間で 6.9%減少し、高齢化率も 35.2%（平成 19 年）に達するなど、本格的な人口減少・少子高齢化を迎えている。

高齢化ゆえに、助け合い精神でコミュニティの強い土地柄ではあるが、地域によっては、人口減少が急激に進み、結束力の衰退が危惧されているところである。

こうした状況の下、平成 19 年 3 月 25 日に本市西南西沖 40 k m の日本海で発生した平成 19 年能登半島地震により、震源となった自治体として市内全域で甚大な被害を被った。

(2) 地域の課題

最大震度 6 強（計測震度の最大地点：輪島市門前町 6.4）を計測した平成 19 年能登半島地震による本市における被害は、死者 1 名、重軽傷者 115 名、家屋全壊 513 棟、半壊 1,086 棟、一部損壊 9,988 棟（平成 20 年 9 月 16 日現在）にのぼり、ピーク時 26 箇所の避難所が設置された。

国、石川県の取り組み、市民の互助と努力、ボランティアや NPO などの協力により、迅速な救援が行われたとともに、速やかなライフライン等の復旧が進んでいる。また、伝統文化産業や地域に根付いた祭り・芸能についても多大な被害を受けたが、様々な支援により本来の姿を取り戻しつつある。今後は、「復興・さらなる発展へ」をテーマとして、各種事業に取り組む必要がある。

今回の地震の被災から復興までの取り組みは、全国的なモデルケースとなるだけでなく、今後の災害発生時に適切な対応を取るための教訓として、本市及び市民の間で共有されることが有益であると考えられる。

例えば、門前地区における要援護者マップによる迅速な安否確認や、被災直後の対応といった被災時の体験、地域における震災復興まちづくりの状況、地域組織や商工業の取り組みなどは、住民・団体等でそれぞれ把握しているが、一元的に整理されていないため、将来、大規模災害が発生した際、住民・団体等が単独で対応し、迅速な復旧・復興につながらないことが予測される。また、大規模災害時には、予見しない事柄が起こり、防災計画では役割分担できていないことが発生する。今回の地震で発生した事柄・対応等を整理し、住民・住民組織・行政・各種団体の果たすべき役割を再整理することにより、次に災害が発生した際、もっと迅速な対応ができるものと考えられる。

さらに、被災から現在に至る情報を市民及び全国に発信することにより、本市の復興に取り組む姿勢をアピールすることが、国民の防災意識の向上と共に、観光都市である本市の復興・発展のために求められている。

(3) 地域再生計画の目標

①情報プラットフォーム構築による災害対応体制と地域の結びつき強化及び情報発信

上記の課題をふまえ、今回の計画においては、市民及び NPO と協働して、被災から復興に至る住民・地域組織・商工業会・本市・関係諸団体のそれぞれの果たすべき役割を明確にし、今後の災害対応の体制づくりと地域コミュニティの結びつき強化を目的とした、地域資源や被災・復興情報の共有化を図るための情報の集積を行い、インターネット及び電子国土を活用した市民向けの情報提供を行うためのサイト（情報プラットフォーム）構築を行う。

さらに、情報プラットフォームを用いて、本市の大規模災害からの復興をアピールし、全国で同様に起こりうる被災後の救援・復興事例として広く知らしめることを可能とする。

プラットフォーム作成のためには、情報収集が必要であり、下記団体での聞き取り調査を実施する。

- ・住民で組織する震災復興まちづくり協議会（市内に 15 箇所設置）
- ・地場産業復興支援事業を実施している復興委員会（輪島塗、酒造業、商店街の 3 業種）
- ・商工会議所、商工会、観光協会、社会福祉協議会等市内にある各種団体

②要援護者マップの作成及び見守りネットワークの構築

要援護者マップの作成及び見守りネットワークの構築により、迅速な安否確認が行える環境を整備することを目標とする。

③震災復興まちづくり協議会による復興のためのまちづくり活動の推進

被災地域全体の復興・振興など多岐にわたる支援を行うために設立された震災復興まちづくり協議会により、地域の実情に応じた復興のためのまちづくり計画の策定やまちなみ保全のルールづくり、地域性に配慮した優良な住宅等の建設・改修の補助など、地域の実情に応じた復興のためのまちづくり活動を推進する。

④既存建築物耐震改修工事の促進

建築物の被害が甚大であったことを教訓として、本市が策定した耐震改修促進計画に基づいた既存建築物耐震改修工事への助成金交付制度により、平成 17 年度現在で 35.5%の耐震化率を平成 24 年度には 60%、目標年度の平成 27 年度には 90%とすることを目標とする。

⑤地震対策の情報発信

情報プラットフォーム構築や復興取り組みに関わる行政視察の受け入れ、シンポジウム出席等を通じて、全国の自治体への情報提供を行うことを目標とする。

5 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

目標を達成するにあたり、本市及び国・石川県と市民の取り組み、NPO やボランティアの協力等の情報収集を行い、これらの情報を市及び市民間で共有化を推進するとともに、大規模災害対応のあり方と復興をアピールする手段として、インターネットを活用した情報発信やシンポジウム開催を行う。

また、避難所の状況、市民・自治会・震災復興まちづくり協議会などの地域団体、伝統産業・伝統文化継承団体等（以下被災者という。）の意見、復興状況を時系列に整理し、将来、大規模災害が発生した他自治体等にも情報提供し、復旧・復興作業に役立てていただくことにより、今回の地震で多くの支援を受けた恩返しとなるような事業とする。

さらに、本市は高齢化率が全国的に見ても進んでいるという背景から、高齢者等も引き続き安心して暮らすことができる環境を整備するとともに、市民・行政等が一体となって大規模災害からの総合的な復興を目指すものとする。

5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

該当なし

5-3 その他の事業

5-3-1 基本方針に基づく支援措置による取り組み

(1) 支援措置の番号と名称

【B2001】官民パートナーシップ確立のための支援事業

(2) 実施主体

特定非営利活動法人基盤地図情報活用研究会（平成20年9月9日認証）

(3) 事業内容

①復興状況調査の実施

被災者への聞き取りや現地調査を実施し、被災から復興に至った経緯・取り組みなどの状況を把握する。

②被災と復興体験を共有するための「情報プラットフォーム」構築

国土地理院が提供する「電子国土」を用い、地理情報と共に被災・復興体験を共有するためのインターネットを用いた情報システム（情報プラットフォーム）の構築を行う。

同システムには位置情報だけでなく、時系列に情報を整理統合し発信する機能を持たせることで、被災から復興への一連の取り組みのデータベース化を可能とする。

さらに災害関連情報だけでなく、地場産業や観光等の地域振興に資する情報の収集・蓄積の機能充実を試みる。

③関連シンポジウム等の開催

これまでの復興状況と調査・地域資源共有のための情報プラットフォーム構築の成果を市民および全国的により広く知らせると同時に、他の被災地の住民や専門家（「よそもの」の視点導入）との意見交換・情報の共有を目的とした関連シンポジウム等を本市の公的施設を用いて開催する。

5-3-2 支援措置によらない独自の取り組み

①要援護者マップの作成及び見守りネットワークの構築

門前地区においては、合併前から要援護者マップを作成して、通常時の声かけや災害時の安否確認等を行ってきたが、能登半島地震の場合、約4時間で門前地区全員の安否確認ができた。この取り組みを全市的なものとし、誰もが安心して暮らすことができるような環境を整備する。

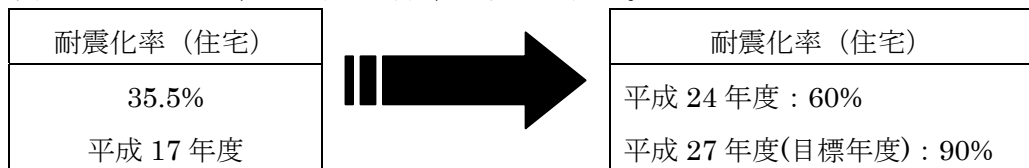
②震災復興まちづくり協議会による復興のためのまちづくり活動の推進

被災地域全体の復興・振興など多岐にわたる支援を行うため、石川県が創設した「財団法人能登半島地震復興基金」の事業の一環として、震災復興のまちづくり活動

を行う協議会を設立している。専門家と協働したまちづくりの計画やまちなみ保全のルールづくり、地域性に配慮した優良な宅地等の建設や改修への補助など、復興のためのまちづくり活動の推進を図る。

③既存建築物耐震改修工事の促進

能登半島地震では、住家として 500 棟以上が全壊、1,000 棟以上が半壊など、建築物に大きな被害があった。今回の地震を教訓に、輪島市耐震改修促進計画を策定し、既存建築物耐震改修工事を行う場合、助成金を交付する制度を新たに制定した。本制度を広く PR して、建造物の耐震化の促進を図る。



④地震対策の情報発信

能登半島地震発生後の市の取り組みや復旧・復興に関することを行政視察の受け入れやシンポジウムの出席等を通じ全国の自治体に情報提供し、防災計画等の策定・変更時に役立てていただく。

6 計画期間

平成 20 年度～24 年度

7 目標の達成に係る評価に関する事項

地域再生計画の目標については、計画終了後に必要な調査を行い、達成状況の評価、改善すべき事項の検討等を行う。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし